

デジタル通貨勉強会 第八回 議事録

開催日時	2020年9月17日 13時～15時
開催場所	Web会議にて開催
参加者	<ul style="list-style-type: none">・座長 山岡 浩巳(フューチャー株式会社 取締役・元日本銀行決済機構局長)・参加者 株式会社三菱 UFJ 銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社セブン銀行 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ KDDI 株式会社 株式会社インターネットイニシアティブ 東日本旅客鉄道株式会社 森・濱田松本法律事務所・オブザーバー 金融庁 財務省 日本銀行 総務省 経済産業省・事務局 株式会社ディーカレット・協力会社 アクセンチュア株式会社 株式会社シグマクス <p>※敬称略</p>

議事

● 国内外の動向

<資料「参考資料」(投影のみ)>

- ・ タイでブロックチェーン・ベースの証券を発行する取り組みがなされている。
- ・ 現時点では証券の種類等を限定しているが、今後、広範な証券に広げていく意向があるとのことである。
- ・ 欧州も日本と同様、プラットフォームが乱立し、海外のプラットフォーマーに勝てなくなるといって危機感を抱いている。ECB のラガルド総裁がこれについて強い言葉を用いて危機感を示している。
- ・ 決済の未来フォーラムでは、オフライン決済について言及があった。現金を代替することを考えると、オフライン決済を如何に実現するかが課題となる。

● 今後の推進計画

今後の検討にあたって

- ・ 先般の自民党総裁選においても、デジタル化を通じた経済活性化が各候補者によって掲げられていた。金融政策への言及はなく、本当に重要なことに光が当たってきている印象である。こうした潮流を機会と捉え、取り組みを推進していきたい。
- ・ また、決済インフラについては、国内でも様々な議論があるが、本勉強会はプロフェッショナル、エキスパートが集まるものであり、こうした議論をリードする立場でありたいと考えている。
- ・ 様々な問題を乗り越え、この勉強会を引き続き具体的な動きにつなげていきたい。事務局にて提供可能なものについても検討の上、全体として望ましい形で実現していきたい。
- ・ リソースをかけた分、如何にこれを回収するか、ビジネスとして発展させ得るかも並行して議論していきたい。

推進アプローチ

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 3ページ>

- ・ 本勉強会は全9回をもって、9月末で閉会とする。引き続き、新たにこの勉強会の検討結果をベースとした複数の分科会を設置し、PoC実施に向けた準備を進めていきたい。
- ・ また各分科会を包括する全体会も設置し、分科会同士のシナジーを発揮したい。

検討スコープ

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 4ページ>

- ・ 各社の業務システムとの接続、デジタル通貨プラットフォームの付加領域については、各分科会で検討していく。
- ・ 共通領域は事務局が中心となり、金融機関と協力しながら検討を進めていきたい。
- ・ 共通領域は事務局の検討範囲とあるが、共通領域のプロトタイプはどの程度の期間、コストで実現できるのか。また、コスト負担の方法について何か想定があるか。
- ・ 共通領域の設計が完了していない為、現時点で明確な回答は難しい。分科会の議論がシステム面に及ぶタイミングまでには、設計に目途をつけたいと考えている。なるべく早いタイミングで基本設計を提示したい。
- ・ コストは設計を進めていく中で見えてくるものと考えている。事務局単独で負担できない場合、分科会参加の各企業とシェアし、1社あたりの負担を減らしていきたい。
- ・ 分科会への参加を判断する上で、コストに関する情報が必要となる。情報は適宜共有いただきたい。
- ・ ディーカレットがデジタル通貨の共通領域を構築し、その仕様を公開頂く理解でよいか。
- ・ 共通領域は、ディーカレットのプラットフォームをベースとする方向で検討を進めている。一方で、各分科会で検討する付加領域や、既存システムとの接続に関しては、統一的に実現できるものではない為、分科会毎に実装を検討頂く必要がある。
- ・ 分科会ごとに個別にプラットフォームを開発しては意味が無い。共通領域を共有し合うことで、発展性と相互運用性を実現可能と考えている。
- ・ 共通領域の設計やコストの算出はこれからとのことであるが、分科会開始前である10月末には、何らかの情報を提供頂きたい。
- ・ 共通領域と付加領域の二層構造はあくまで現時点での仮説であると理解している。共通領域が既に存在し、何をどのような形で付加すれば良いかが明確になっている、という訳ではない。共通領域の検討分科会と各ユースケース分科会とが連携して検討していくやり方が良いと考えている。

推進体制

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 5、6ページ>

- ・ 分科会に加え、全体を包括する全体会を設置。事務局は引き続きディーカレットが担う想定である。座長は引き続き山岡様に引き受けて頂き、オブザーバーやアドバイザーの方々には、必要に応じてご意見を頂くことを想定している。
- ・ 分科会は、既にご提示している1～10のユースケースに加え、追加の要望を含めたケー

スの中で、幹事企業、参加企業、発行体、開発会社等が集まった分科会から立ち上げていく想定である。参加者が揃えば、多くの分科会を立ち上げることとなるが、参加者にばらつきがある場合等は、優先度が高いものから分科会を組成することも考え得る。

- 各分科会に参加する企業は、ユースケースのシナリオ検討、ビジネス側システムとの連携の検討が主な役割となる。既存システムとの接続によって PoC を実施するか、PoC 用システム構築や仮想環境の利用を前提とするか等の検討も含めて実施頂きたい。
 - 発行体である金融機関は、事務局と共に共通領域の検討にご協力いただきたい。
 - 開発会社は付加領域の開発を担当し、シナリオによっては既存システムとの接続も担う。
 - 各分科会事務局は分科会のロジ周りを、全体事務局は全体会の調整やファシリテーション等を担う。いずれもディーカレット社にて担当する。
 - 立ち上げる分科会の数が増えた場合、全ての分科会の事務局をディーカレット社にて担当可能か否かは、分科会の数に応じて、幹事企業・参加企業に相談の上、判断していきたい。
 - アドバイザリーは法制度面、経済面でのアドバイスを提供する有識者である。必ずしも全分科会に参加する必要はなく、適宜、必要に応じてアドバイスを頂きたい。
 - オブザーバーの方々とは、適宜情報共有や意見交換を行いたい。
-
- 分科会は、11月より開始可能なケースに限定するのか。
 - 開始タイミングは分科会によって異なる。必要とされる役割を担う企業が揃った時点で開始となる。
-
- 各分科会と、共通領域のどちらにも発行体の記載があるが、違いはあるか。
 - 共通領域の検討も分科会の一つであり、デジタル通貨を発行する際の、規制等を含めた、銀行内部の課題について検討するものである。その他分科会は、各ユースケースの検討を行うが、これらの分科会にも、発行体として関心があれば参加頂くことも可能である。複数の分科会が立ち上がった場合、全分科会に発行体が参加することは難しい。適宜ご相談させて頂きたい。
-
- 各分科会の参加者と役割を事前に決めることは難しいのではないかと。まずは議論のフェーズがあり、ある程度方向性が見えてきた段階で役割の話になるのではないかと。
 - 事前に参加者と役割を明確にした方が、議論が進むのではないかと考えている。分科会開始時点で、幹事企業が決定していないと、推進役が不在となる懸念がある。また、開発会社が定まらないがゆえに、PoC を実行に移せずに検討が終了する、といった事態とならないよう、こうした書き方としているが、一旦ディスカッションを進め、その中で開発会社を決定するやり方でも可能である。

- PoC そのものが目的ではなく、その先の事業化を見据えるべきと考えている。ビジネスとして実現可能な感触を得ないと、幹事企業が決まらないのではないかと。現時点ではそこまで議論が深まっていないのではないかと。
- 幹事企業が決定するまでは、幹事は持ち回りで担当するというやり方もある。事務局にて、改めて進め方を検討する。
- 推進体制図に、各ユースケースに紐づく分科会と、共通領域の各分科会それぞれに「デジタル通貨 PF」の記載がある。これはどのような意図があるか。
- 各分科会で利用するデジタル通貨は、共通のプラットフォームとして相互運用可能であることを意図し、記載している。

会議体

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 7ページ>

- 分科会は各ユースケースの検討、PoCの詳細計画、付加領域の検討を行う。
- 本年度内を目途に検討結果を取り纏める想定であるが、検討の深さや難易度に応じて、分科会の開催頻度は相談させて頂きたい。
- 参加者は本勉強会内外からの有志企業とする。本勉強会の参加者だけでは多くのユースケースをカバーすることが難しい為、本勉強会参加者以外で興味を持って頂いた企業にも参画頂く予定である。
- 運営は各分科会にて行い、会場も各分科会にて検討頂く。
- 全体会は、各分科会からの情報共有や共通課題の検討を行う場とする。年度内3回程度の開催を想定している。
- 参加者は、分科会の参加企業に加え、アドバイザー、オブザーバーを想定している。
- 会場は原則オンライン開催とし、運営はディーカレット社が行う。

権利関係の取り扱い

- 分科会では各社の知見やノウハウを出し合い議論することとなるが、権利関係の取り扱いはどのような想定をしているか。
- 共同プロジェクトにおいては、企業間で機密保持契約を結ぶやり方が通例ではないか。
- 分科会で検討したスマートコントラクトの内容が対外的に発表される場合、これを第三者が特許として申請するケースも考え得る。
- これまでの PoC では、参加企業が共同で特許を出願した例がある。分科会単位または、全体として申請することも考え得る。

引き続き検討すべき課題

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 9 ページ>

- これまでの勉強会においても既に指摘がある通り、デジタル通貨発行にかかる法制度上の課題や経済的な課題が存在すると理解している。こうした課題は、分科会と並行して検討を進めていきたい。
- これまでの勉強会では、銀行が発行し、何らかの裏付け資産で担保するスキームを議論してきたが、銀行に発行者を限定すべきか否かは、議論の余地があると考えている。デジタル通貨に裏付け資産を求めるのであれば、必ずしも発行体を銀行に限定する必要はないと考えることもできる。
- 法的制度上の位置づけも検討が必要な課題である。為替取引、暗号資産、前払式支払手段、投資信託受益証券など多様な考え方が存在する領域である。引き続き検討したい。
- 裏付け資産の要否とそのスキームも検討が必要である。発行主体の議論とも紐づくものであると理解している。
- デジタル通貨発行・流通にかかる経済的影響も検討が必要である。銀行の資金仲介・資源配分への影響や、ストレス時の流動性フローへの影響を考えていく必要がある。資金仲介への影響を抑えつつ、安全性を担保可能か検討が必要である。
- デジタル通貨そのものの安全性についても考慮が必要である。
- データセキュリティへの懸念は根強い。セキュリティ確保に向け、どのような形が望ましいかを考えなければいけない。
- これらの検討課題については、誰がどのように検討を進めていくのか。
- アドバイザリーの方々に引き続き参加頂き、全体会で適宜情報共有しながら進めていきたい。

● 追加の PoC 案

各企業の参加検討状況

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 11 ページ>

- 勉強会の参加者に加え、参加者以外からも各ユースケースへ関心を示して頂いている。前回ご説明した10個のユースケースに加え、新たなユースケースを検討したいという問い合わせを受けている状況である。こうした新たな PoC 案について、説明したい。

ポイントインセンティブ PF との連携

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 12 ページ>

- ・ 新たな PoC の一つが、ポイントプラットフォームとの連携である。
- ・ 既存のポイントプラットフォームとの連携による経済圏の活性化の実証が本 PoC の目的である。
- ・ デジタル通貨を店舗で利用する際に、ポイントプラットフォームとの連携により、自動でポイントが付加するケースを想定している。
- ・ 本 PoC を通じて、業務の実現性、スマートコントラクト実行の検証、ポイントプラットフォームとの連携や課題の洗い出しを行うことを想定している。
- ・ 効果としては、ポイントプラットフォームとの連携による経済圏の活性化が考え得る。また、ポイント付与は条件が複雑になる為、ポイント対象者の判定にかかる事務コストが発生する。こうしたコストの低減や、ポイント付与にかかるミス等を防ぐ効果もある。
- ・ 参加者は、発行体となる金融機関、ポイントプラットフォームの事業者や加盟店を想定している。

エンタメエリアでの活用

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 13 ページ>

- ・ 本ユースケースは主に NFT 取引を想定したものである。
- ・ デジタル通貨を発行し、NFT とデジタル通貨を同時に交換する、デジタルコンテンツにおける DVP 決済と言える。NFT は成長が期待される分野であり、ニーズがあるのではないかと。
- ・ NFT とデジタル通貨の同時交換の技術的検証が主な検証内容である。

グループ経済圏への活用

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 14 ページ>

- ・ 本 PoC 案は、デジタル通貨によるグループ経済圏活性化の実証が目的である。
- ・ ユーザーが銀行からデジタル通を入手し、特定の経済圏の商品/サービスに利用するとインセンティブが付与される。また、グループ内の別の商品やサービスにもデジタル通貨を利用することで、経済圏の活性化が期待できる。
- ・ インセンティブ付与のスマートコントラクトの検証や、各社システムとの連携等が検証内容となる想定。

貸出債権取引における金融機関間の精算への活用

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 15 ページ>

- ・ 本 PoC 案は貸出債権取引にかかる業務効率化の検証が目的である。
- ・ 金融機関 A・B 共通のデジタル通貨を発行した後、貸出債権を A から B へ売却。これをトリガーにスマートコントラクトが実行され、デジタル通貨で支払いが行われる流れを想定している。
- ・ 検証内容としては、貸出債権取引の業務的な実現性の検証や、トレーサビリティの検証、トークン化可否の検証、スマートコントラクトによる利払い等の検証を行うイメージである。
- ・ 発行体である銀行に加え、金融商品取引事業者の参画を想定している。

決済事業者の加盟店精算

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 16 ページ>

- ・ 本 PoC 案は、決済事業者の加盟店精算へのデジタル通貨の活用を想定している。
- ・ アクワイアラからの加盟店精算をデジタル通貨で実行するケースを想定している。これまでより高頻度な支払サイクルを実現可能である。
- ・ 加盟店は必要に応じてデジタル通貨から法定通貨に交換可能となる。
- ・ 本 PoC を通じ、加盟店精算業務における実現性、支払サイクルの高頻度化等を検証したいと考えている。
- ・ 参加者は、発行体である銀行に加え、決済事業者、加盟店を想定している。

保険料や保険/給付金支払における活用

<資料「デジタル通貨勉強会 第8回資料」 17 ページ>

- ・ 本 PoC では、保険料や保険/給付金支払における、業務効率化とサービス向上の検証を行う。
- ・ 契約者がデジタル通貨で保険料を支払い、保険会社への手数料や、契約者への保険金が保険料プールから支払われる流れを想定している。事故などのトリガーを検知し、スマートコントラクトによって自動で支払いを行うものである。
- ・ 本 PoC では、保険金支払いにかかる業務効率化や、サービス向について検証したいと考えている。

- ・ 参加者は、発行体である金融機関に加え、保険会社に参画頂く必要がある。

デジタル通貨ウォレットのセキュリティ

- ・ 本ケースについては、本日は説明を行わないが、セキュリティに関しては世論の関心も高く、重要な論点である。

以上